

## 1 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように構築されるネットワーク等の体制のことです。養父市では、様々な事業所が機能をもつように既存の資源を活用しながら面的に整備します。

養父市における地域生活支援拠点等の整備については、第2期養父市自立支援協議会の中に検討部会をもち、養父市の強みや課題等を確認し、整備に向けての共通認識を持ちました。第3期養父市自立支援協議会以降も、拠点等のあり方について関係者による見直しを行い、より良い拠点等について検討していきます。

## 2 地域生活支援拠点等の機能

### (1) 相談

#### ○内容

障害福祉サービスを利用している障がい者について、担当の相談支援事業所が、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う。

また、障害福祉サービスを利用していない障がい者等については、市内3か所・市外1か所の相談支援事業所に、拠点等のコーディネート機能を含めた障害者相談支援事業（障がい者やその家族等からの一般的な相談対応、支援）を委託し、緊急時の対応や、体験の場の提供を行う。

#### ○想定される事業所

- ・特定相談支援事業所
- ・障害児相談支援事業所
- ・一般相談支援事業所

#### ○事業所の役割

平素より、親亡き後を見据え、緊急事態の発生を想定し、サービスの利用体験などの調整を行なう。

緊急時には、他機関とも連携し、サービスの調整を行なう。また、必要な情報を

収集し、サービス提供事業所への情報提供を実施する。

障がい者基幹相談支援センターは後方支援を行う。

養父市相談支援実務者会議（やぶばた会議）への参加を通して、相談支援専門員間の連携強化、スキルアップを図っておくことが望ましい。

## (2) 緊急時の受入れ・対応

### ○内容

短期入所等を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保した上で、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の施設受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。緊急的な受け入れの目安は概ね3日以内とし、その間に支援体制を整える。

### ○想定される事業所

- ・短期入所事業所
- ・居宅介護事業所（重度訪問介護、同行援護、行動援護含む）
- ・施設入所支援事業所（障害者支援施設）
- ・共同生活援助事業所（グループホーム）
- ・自立生活援助事業所
- ・一般相談支援事業所

### ○事業所の役割

緊急時対応が必要になりそうな方については、緊急時対応のイメージを相談支援専門員と共有するとともに、緊急時に備えての準備等を一緒に検討するなど普段から連携を図っておく。

相談支援事業所等から要請があった場合、できる限り協力する。また、定員等の課題がある場合には、社会福祉課に相談する。

## (3) 体験の機会・場の提供

### ○内容

病院、施設からの地域移行や親元からの自立等にあたって、グループホーム

等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する。

#### ○想定される事業所

- ・就労継続支援事業所
- ・就労移行支援事業所
- ・生活介護事業所
- ・療養介護事業所
- ・共同生活援助事業所
- ・自立生活援助事業所
- ・一般相談支援事業所

#### ○事業所の役割

相談支援事業所等から要請があった場合、できる限り協力する。

### (4) 専門的人材の確保・養成

#### ○内容

多様な状況にある障がい者に対して、専門的な対応ができる体制の確保や人材の育成を行う。

#### ○想定される事業所

- ・障がい者基幹相談支援センター  
(養父市自立支援協議会)
- ・特定相談支援事業所
- ・障害児相談支援事業所

#### ○事業所の役割

基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の強化を図る。相談支援従事者初任者研修の実習の受入れを行う。

自立支援協議会の中で、相談支援の連携強化を図るとともに、サービス管理責任者等の人材育成を行う。相談支援事業所は、協議会の中で相談支援の体制の強化、人材のスキルアップを行う。

### (5) 地域の体制づくり

#### ○内容

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

#### ○想定される事業所

- ・すべてのサービス提供事業所、相談支援事業所
- ・障がい者基幹相談支援センター

#### ○事業所の役割

- ・サービス担当者会議や個別支援会議、事例検討会等を通じて、地域課題を抽出する。
- ・自立支援協議会に参画し、地域課題の解決に向けた協議を行う。
- ・基幹相談支援センターは相談支援に関する部会の事務局を担う。また、自立支援協議会に参画する。

### 3 事業所登録の手続き

(1) 拠点等の機能を担う事業所は、各種機能のうち実施する機能に係る内容を運営規程に記載してください。

(2) 下記の提出書類を社会福祉課に提出してください。

#### ○養父市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)

申請書内「連携・調整に従事する者の氏名」は、緊急時受入加算など、配置が要件になっている加算を算定する場合以外は必須ではありません。

#### ○変更後の運営規程の写し

運営規程の変更に時間がかかる場合は、その旨を述べ、変更でき次第速やかに提出するものとする。

#### ○事業者の指定を受けている旨を証する書面

(3) 審査後、養父市地域生活支援拠点等事業所登録通知書により通知するとともに、養父市地域生活支援拠点等事業所名簿に記載します。

### 【運営規程への記載の仕方】

(1) から (5) までの機能のうち、地域生活支援拠点等として事業所で担う機能を記載する。

#### (地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第〇条 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第123号)第87条第1項に規定する基本方針に基づき、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として位置付け、次の機能を担うものとする。

#### (1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

#### (2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害児者の状態の変化等が発生した際の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### (3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### (4) 専門的人材の確保・育成

障害児者への専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

#### (5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

## 4 事業所登録により算定が可能となる加算

※内容の詳細は、「障害者総合支援法事業者ハンドブック報酬編等をご覧ください。

### 地域生活支援拠点等相談強化加算

拠点として登録を行った事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者、又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して対象者の必要な情報提供及び短期入所の利用に関する調整を行なった場合、利用者一人につき1月に4回を限度として700単位を算定できる加算。

#### ○留意事項

- ・他の事業所において相談支援を行っている利用者又はその家族等からの要請に基づき、情報提供及び調整を行った場合は算定できない。
- ・事業所が地域定着支援事業所の指定も併せて受けている場合で、かつ、当該地域定着支援事業所で当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、算定できない
- ・拠点等が未整備である他市町村等の利用者に対して支援を行っている場合も加算を算定できる。 ※平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する QandA vol.1 問15
- ・当該加算の対象となる情報提供及び調整を行った場合は、要請のあった時間、要請内容、情報提供及び調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の対象ある旨を記録する。記録は5年間保存とする。

### 地域体制強化共同支援加算

拠点として登録を行った事業所が、支援が困難な利用者等に対して同意を得て、当該事業所の相談支援専門員と福祉サービス等を提供する事業者のうち3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導等を行い、協議会に対して文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、利用者1人につき

1月に1回を限度に2,000単位を算定できる。

○留意事項

- ・「福祉サービス等を提供する事業者」には、医療機関や教育機関等の事業者をはじめ、利用者を取り巻く関係者（ボランティア、自治会等）を含む。
- ・自立支援協議会への報告には、PIIの「地域体制強化共同支援 報告書」を利用するものとする。

**緊急時受入加算** ※R6 年度新設

拠点として登録を行った事業所（関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所）が、障がいの特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に100単位を算定できる。

**緊急短期入所受入加算**

居宅においてその介護を行う者の休業等により、指定短期入所等を緊急的に行った場合に、当該緊急利用者に対して初日から7日を限度に算定できる加算。（やむを得ない事情がある場合は14日）

加算Ⅰ 180単位/日 加算Ⅱ 270 単位/日

上記に加えて、拠点として登録を行った事業所は、緊急対応に限らず、利用開始日のみ100単位更に加算する。加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従事者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数更に200単位を算定できる。

○留意事項

- ・利用開始日とは当該事業所の各利用期間における利用開始日（初日）を指す。  
2泊3日の利用を3回行った場合、3回算定可能である。

#### 緊急時対応加算

利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定事業所等のサービス提供責任者がサービス計画の変更を行い、指定事業所等の従事者が当該利用者のサービス計画において、計画的に訪問することとなっていない指定サービスを緊急に行った場合に、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算できる。

上記に加えて、拠点として登録を行い、かつ、関係機関との連絡調整に従事する者を配置している事業所は、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算する。

#### ○留意事項

- ・「緊急に行った場合」とは、計画に位置付けられないサービスを利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいう。
- ・緊急時対応加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できる。
- ・緊急時対応加算の対象となるサービスの提供を行った場合は、要請のあった時間、内容、サービスの提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨を記録する。

#### 緊急時支援加算（I）

利用者に対して、当該利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき711単位を加算する。

上記に加えて、拠点として登録を行った事業所は、さらに50単位を加算できる。

○留意事項

- ・緊急的支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援加算の算定対象である旨等を記録する。

**緊急時支援費（Ⅰ）**

内容については上記、緊急時支援加算（Ⅰ）に同様。

**体験利用支援加算**

利用者が地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、その援助等を行った場合に利用支援の日数に応じて15日以内に限り算定できる。

上記に加えて、拠点として登録を行った事業所は、さらに50単位を加算できる。

○留意事項

- ・地域移行支援の支給決定がないと、算定できない。
- ・地域移行支援1回の支給決定につき、15日算定可能である。
- ・記録については、PIOの様式を参考にしてください。

**障害福祉サービスの体験利用加算**

利用者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して、（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日以内に限り算定できる。

上記に加えて、拠点として登録を行った事業所は、さらに50単位を加算できる。

**体験宿泊加算**

単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に、（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日を限度として算定できる。

上記に加えて、拠点として登録を行った事業所は、さらに50単位を加算できる。

#### 体験宿泊支援加算

拠点として登録を行った障害者支援施設に入所する利用者が、地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合に、1日につき120単位を算定できる。

地域体制強化共同支援 報告書

【基本情報】

地域生活支援拠点等の名称		養父市地域生活支援拠点等	
報告先	： 養父市自立支援協議会	報告日	令和 年 月 日
事例検討会	開催日	令和 年 月 日	開催時間
	開催の場	相談支援実務者会議 ・ 事業所( )	
事例を提供する相談支援事業所名			
担当相談支援専門員名			

【利用者情報】

利用者氏名 (ふりがな)			
生年月日	( 昭・平・令 ) 年 月 日 ( 歳 )	性別	男・女

【会議開催の目的・出席者】

会議開催の目的 (該当に○)	① 個別課題の解決                      ② 支援者支援・支持 ③ 横断的な連絡調整                  ④ 地域づくり・資源開発 ⑤ 地域生活支援拠点等の運営への提案 ⑥ その他( )		
	所属機関名	職種	氏名
出席者 ※記入、若しくは 名簿を添付			

【会議の具体的な内容】

※ 開催の目的に応じて記載することとし、必ずしも全ての項目に記載が必須ではない。

①利用者の支援の経過	
②利用者の支援上の課題 若しくは 課題のタイトル	
③ ②の課題への対応策 (協議会への提案等を含む)	
④地域課題・ニーズの現状	
⑤地域生活支援拠点等の現状	
⑥地域生活支援拠点等の必要な機能の充足について	

【その他(特記事項)】

--

体験利用支援 記録書

【基本情報】

地域生活支援拠点等の名称	養父市地域生活支援拠点等		
実施日中活動系サービス			
連携先地域移行支援事業所			
体験利用支援の利用日	利用期間	令和 年 月 日～	
	支援時間	令和 年 月 日 ( 日間)	
	実施場所		
担当日中活動系事業所名			
主な担当従業員(氏名)	連絡先: - -		

【利用者情報】

利用者氏名(ふりがな)		性別	男・女
生年月日	( 昭・平・令 ) 年 月 日	( 歳)	

【体験利用支援に関わる従業員】

体験利用支援に関わる従業員	所属名	職種	氏名

※ 以下のいずれの体験利用支援の内容に応じて記載することとする。

【体験利用支援に係る具体的な支援の内容】

① 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援	
---	--

【体験利用支援に係る具体的な連絡調整その他の相談援助の内容】

① 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業所との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整	
② 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業所との情報提供や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等	
③ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助	

【その他(特記事項)】

--